

申告期間は2月16日(木)～3月15日(木)

市・県民税の申告と所得税の確定申告



市・県民税の申告は、平成24年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入や所得があつた方に義務づけられています。また、所得税の確定申告は、前年中の所得を確定し、それに対する所得税を精算するためのものです。申告期間終了間際は混雑しますので、申告はお早めにお済ませください。

当分離を除く、雑・一時所得の簡易な確定申告

営業・不動産や22年分以前の確定申告は受け付けできません

所得税の確定申告

申告が必要な方

次のいずれかに該当する方です。確定申告することで、所得税を納付する場合と還付される場合があります。所得税の還付申告は、1月から所沢税務署で受け付けます。

給与所得者

勤務先で年末調整を受けていない方(途中退職した方など)

2か所以上から給与の支払いを受けている方(前職分を含めて年末調整をした方は除く)

年収が2千万円を超えている方
給与所得以外の所得が20万円を超えている方

雑損・医療費・寄附金・住宅借入金等特別控除などを受ける方
給与所得者以外の方

営業・農業・不動産・雑公的年金を含む、報酬所得などが所得控

市・県民税の申告

申告が必要な方

平成24年1月1日現在、市内在住で次のいずれかに該当する方です。所得税の確定申告をする方は、申告する必要はありません。

給与所得者

勤務先から市役所に給与支払報告書の提出がされていない方市への提出の有無は勤務先に確認してください。パート、アルバイトなども含みます)

給与所得以外に所得がある方
(営業・農業・不動産・配当所得などが20万円以下の方)

給与所得者以外の方
所得税が、課税になる所得金額に達しない営業・農業・不動産・雑・報酬所得などがある方
公的年金の所得のみの方で、扶

申告書の受け付け

収入がない方でも、国民健康保険税や介護保険料の算出、国民年金保険料の免除申請、保育所の入所手続きなどに、所得の証明書が必要となる場合がありますので、申告することをお勧めします

日時 2月16日～3月15日、9時～16時(土・日曜日を除く。ただし、2月19日と26日の日曜日は受け付けを行います)。会場市役所6階会議室(受け付ける申告市・県民税の申告と給与・年金収入・配

60歳以上の方の出張申告会場

実施日	申告の受付会場と時間	
1月26日	リサイクルプラザ (奥富環境センター敷地内)	9時～11時
	水富公民館	14時～16時
1月27日	新狭山地区センター	9時～11時
	堀兼公民館	14時～16時
1月30日	狭山台公民館	午前の部 9時～11時
1月31日	広瀬公民館	
2月1日	柏原公民館	午後の部 13時～15時
2月2日	入曽公民館	
2月3日	水野公民館	

申告業務は17時まで。申告者用の駐車場はありませんのでご注意ください。奥富公民館が耐震補強工事のためリサイクルプラザで実施

申告は期限までに済ませましょう

市・県民税申告や確定申告に必要なもの

印鑑、筆記用具、計算機など

平成23年中の収入金額の分かる資料(源泉徴収票など)

各種控除に必要な資料として、23年中に支払った国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの領収書、または市から送付される納付済額のお知らせなど、国民年金保険料の支払い証明書か領収書、生命保険料・地震保険料などの控除証明書

障害者控除を受ける方は、障害者手帳、障害者控除対象認定書など

医療費控除を受ける方は、23年中に支払った病院、薬局などの領収書(病院、個人ごとにまとめて計算したもの)と保険金などで補てんされた金額(今後、支払われるものも含む)の分かる通知など。成人用おむつ代の控除は14ページをご覧ください

所得税の還付申告を受ける方は、申告人名義の預貯金通帳など、支店名、口座番号が分かるもの

主な税制改正

扶養控除の見直し

16歳未満の年少扶養親族に係る扶養控除が廃止となります。また、特定扶養親族のうち、年齢16歳以上19歳未満の方に係る扶養控除の控除額の上乗せ部分が廃止となります。

寄附金税額控除の適用下限額の引下げ

市・県民税の寄附金税額控除の対象が、寄附金額の5,000円を超える部分から2,000円を超える部分となります。

所得税の公的年金等の確定申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下で、他の所得の金額が20万円以下の方について、所得税の確定申告書の提出が不要となりました。ただし、還付を受けるための確定申告書は提出できます。また、損失の繰り越しなどは確定申告書の提出が必要となります。なお、所得税の確定申告をされなかった場合、諸控除が適用されず、市・県民税の税額が高くなる場合がありますので、市・県民税の申告をお勧めします。

除を超えている方

土地、建物、株式先物取引などの分離所得がある方

確定申告は所沢税務署へ

所得税の確定申告書は、国税庁ホームページの申告書作成コーナーなどを利用して、ご自分で作成のうえ、郵送などで直接所沢税務署へ提出してください。また、電子申告 e-Tax を利用するとインターネットで申告できます。

税務署から個人への確定申告書類の発送予定は1月末日です。申告書の個人発送は、同税務署にお問い合わせください。申告の相談時間は、9時から17時(土・日曜日を除く)で、2月19日と26日の日曜日も相談をお受けします。

2月初旬に実施していた年金・給与所得者の確定申告説明会・相談会は、24年から行われません。還付申告については、1月から税務署で受け付けています

税理士による申告無料相談

年収600万円以下の年金・給与所得者で、医療費控除を受けたい方や途中退職した方に、無料で税務相談と申告書作成を行っています。ご予約のうえご利用ください。

相談期間 2月1日～15日(土・

日曜日・祝日を除く) 申込み関東信越税理士会所沢支部(土・日曜日・祝日を除く、10時～12時と14時～16時)へ 2993 0822

納税は期限内にお忘れなく

平成23年分の所得税の納期限は3月15日です。納付は、口座からの振替納税が大変便利です。また、すでに利用している方は、預貯金口座の残高をご確認ください。

申告と申告書類

会場は大変混雑しますので、お車での来場はご遠慮ください。なお、待ち時間が2～3時間になることもありますので、書類は自書したうえで、なるべく郵送などで提出しましょう。確定申告書などは、1月下旬から市民税課、公民館地区センターなどで配布します。市が行う申告会場では、インフルエンザ予防のため、職員がマスクを着用する場合があります

問合せ

- 市・県民税に関すること
- 市民税課へ内線1091
- 所得税に関すること
- 所沢税務署へ 2993 9111(自動音声に従って用件をお選びください)